

莫大なる利益を擧げ居るにもかゝわらず移轉費を負擔せず  
従つて電信電話利用者の利益の爲めに、道路費負擔の國民  
を犠牲にして居るとの放言である。右電信電話の收入は全  
部國庫の收入となり且つ九年度より實施さるゝ通信事業特  
別會計に於ても年々八千萬圓内外の金額を一般會計に納付  
する事となつて居る實状ではないか、右一般會計への收入  
が道路工事の費用に直接、間接に影響ある事は説明する迄  
もない事で何故に氏がかくの如き言を弄せしや怪疑に堪へ  
ない。

## 遞信電柱の建移設に就ての一考察

### I

### I

### 生

本誌第十五卷第三號乃至第五號に冰川氏の「道路と電信電話線との關係に就て」を連載した所、アイアイ生から  
事實に即した本文の如き意見を寄せられた、實に有益な資料で他府縣にも此種の事實あるべしと推察せらるゝが  
故に相互の連絡的研究を遂ぐる上に多大の價値あるものであるアイアイ生に對して深く感謝し、他の府縣の方々  
には獨り本題目のものなくとも地方に於ける事實に即した高見を寄稿せられんことを切望する。(編輯子)

終りに氏が自分の意見に對し種々高説を開陳せられた事  
に對し慎んで感謝の意を表する、御互に反対の立場から論  
議を盡す事は本問題双方の主張を明確にし詮ずる所何所に  
解決の要點ありやを知り得るに幾分にても貢獻し得る譯で  
誠に裨益する所が多いからである。尙ほ有力なる道路關係  
者の團體の會誌の貴重なる紙面を門外漢たる自分に割愛さ  
れたる雅量に對し道路改良會當事者に衷心より深厚の敬意  
を表す。

私は標題の如く遞信電柱の建移設に就て實際に行はれてゐる事で私が氣の付いた點を次に掲げた方面から述べたいと思ふ。勿論淺學菲才ではあるし未だ官途に付てから日も浅いので、見聞も廣く博學多才の皆様に對し何等の注意をも喚起せしめず却て衆人の笑柄と成るかも知れぬ。又茲に掲げた事は皆我縣の事例でありますから、各府縣の方々が御覽に成りましたならば變つた事もあり、是を機會に皆様に誌上で教へられる事があるかも知れぬ。否私は教へられる事を期し度い。故に私は敢て拙文を掲げ自分の意のある處を披瀝する考へである。

### 一、電柱の建設

#### 二、電柱の移設

#### 三、移設の経費

#### 四、内務遞信兩省の協議事項の改訂

茲に電柱の建設と云ふのは勿論道路を占用して遞信電柱

當局所管何々局線路新設工事施行ニ付左記ノ箇所ニ於テ來ル何月何日ヨリ電柱建設敷地ノ測量致度ニ付御主管ニテ御立會相煩度遞信内務兩省間協定要項ニ據リ此ノ段及御通知候也

を建設する事を指稱するのであるが、御承知の通り一般電氣會社のそれとは異り其の手續關係は大正九年四月一日付遞土第一號を以て各地方長官宛土木局長通牒に基く協議事項に依據するのであつて、單なる道路法第二十八條の規定に依るものではないのである。該通牒の協議事項に依れば線路の測量の第一號に於て「線路ノ測量ヲ爲サントスル時ハ相當日數前其ノ區間及期日ヲ關係地方長官ニ通知シテ官吏、吏員ノ現場立會ヲ求ムルコト。地方長官其ノ通知ヲ受ケタル時ハ之ヲ道路管理者ニ通知スルコト」とあつて、之に依り先づ電柱を建設せんとする場合には線路を測定し、支障の有無を調査せなければならぬから遞信當局では知事に對し左の様な通知を寄越す。

## 記

### 一、測量區間

何々村

### 一、立會日時

何月何日何時

### 一、待合場所

何々

至り一通話幾何で通話料を仕拂はなければならず、遞信當局の様に都合よくゆかないものであるから少く共一週間以上の期間を希望するのである。此の點遞信當局でも考慮して速に改められたい。

此の様な譯で縣に於ては早速電話なり公文書なりで所轄土木事務所長に通牒し立會方を命ずるのであるが、茲に注意すべき事は所謂協定事項に「相當日數前其ノ區間及期日ヲ關係地方長官ニ通知シテ官吏吏員ノ現場立合ヲ求ムルコト」とあるからには、遞信當局の通知が關係地方長官に到達してから立會の準備の出來得る時間がなければならない

事と思ふのであるが、現在では長い期間で一週間、短い期間になると測量する前日頃郵便局から電話を以て立會を求めて來る場合もある。斯くの如き場合には遞信當局よりすれば通信事務で無料で電話は掛けられるから都合がよいかも知れないが縣ではそうはゆかない。以前の様に警察電話が土木事務所に特設されてゐた時代にはおいそれと通知も出來たが、今では遞信當局の壓迫に依り撤却の止むなきに

### 電線路測量済並ニ建設工事着手通知

何月何日東外第何號を以て御通知致候件何村地内ハ當時

御立會無之ニ付當局限り便宜測量ヲ行ヒ現場ニ建設位置

ヲ標示致置候條御了知相成度

追テ本建設工事ハ確定次第御通知可致尙右ニ對スル御用件ハ左記ヘ御照會相成度候

## 記

### 電信電話技術官駐在所（電話赤坂六二七番）

前記の様な通知文が來て勿論通知文の内容は事件に依つて異なるが、斯くの如き次第で道路管理者が承認すれば初て電柱建設工事が執行されるのである。ところで承認の際は

現在道路管理者側では何等の條件をも附してゐない。地下線等は「將來道路ノ改築若クハ修繕ノ爲移設ノ必要アル場合ハ貴局ノ費用ヲ以テ速ニ移設スルコト」及工法等に付いては嚴重なる條件附で承認してゐるのである。

按するに協定事項の中には経費負擔に付ては地下線と架空線とに依り區別せざる點を觀れば、地下線の移設費用に關しては建設の際に前述の通り條件附で承認してゐるので

あるから、架空線の場合なりと雖も斯くの如き條件を附するも何等不當の事では無いと考へる。

而して法令訓令通牒等には色々規定せられてゐるが、大體に於て遞信當局の思ふ様に建設せられてゐるのである。從つて建設の際は別段問題はないが交渉の多いのは主として移設の場合にあるのである。

## 二 電柱の移設

電柱の移設は主として道路の改築或は新設の結果道路の有効幅員内に存在し、交通上の障礙と成る電柱を移設する

のであつて、先づ從來の例に依れば協議事項に基き文書を以て移設方を要求すると、遞信當局では約十日以上經過してから何月何日照會に係るの件は別紙の通り豫算は是々必要であるからと云つて來るのであるが、遞信當局では當然の如き態度で道路管理者の側で移設費用を負擔せない限り殆んど移設はして呉れない。

## 三 移設の經費

茲に問題となるのは協議事項の第二の第一號であるが、「道路管理者ヨリ路線移轉ノ請求アリタル時ハ占用者ハ遲滯ナク其ノ工事設計豫算ヲ提示シ工事施行ノ請求アリタル時ハ速ニ工事ヲ施工スルコト」とあり、茲に注意すべき事は所謂工事設計及豫算を提示しとあるは單に示すのみにして請求を爲すべきものではなく、兩者其の經費に付いては協定すべきものと思ふ。

抑内務遞信兩省の協定事項は勿論其の本質が協議事項なるが故に其の経費の支出に付いては何れの側で支出仕様と

問題ではない。従つて道路管理者は移設を要求したるを以て支出経費協定以前に於て當然の結果の如く要求される謂なく又要求し得べきものではない。移設當時道路管理者に豫算が有れば道路管理者の側で負擔するのも宜からうし、無ければ遞信當局で負擔するのも宜からう。亦雙方半分宛負擔するのも宜からう。其れでは其の経費は電柱一本に付いて幾何位かと云ふと、大體從來は時局匡救事業に關聯せない物が一本百圓位から五拾圓位迄で時局匡救事業に關聯するものが無料或は貳拾圓位或は其れ以下の費用を道路管理者が負擔の上移設してゐるのである。

然し大抵の場合道路管理者は時局匡救事業に關聯する移設工事以外は全部の負擔をしてゐるのであるが、時局匡救事業の執行に際し同工事に關聯する移設費用に付いては遞信當局でも反省せられ、遞信當局負擔に於て移設工事を施行した事は前述の通りであるが、之れとても全部負擔は稀有の事實であつて幾何位かは道路管理者が負擔してゐるのである。

本來ならば道路法第四十一條に依り當然遞信當局で全部若くは一部を負擔せなければならないのであるに拘らず、而も大なる負擔では無いが何時も此の経費問題に付いて却々移設工事の拂らないのは實に遺憾の極みであると云はなければならぬ。

觀察方面を異にすれば移設費用位何でもないじやないかと云つてしまへば其れ迄であるが、道路の費用を負擔する府縣に採つては容易な業ではないのである。加之所謂協定事項があつても遞信當局に採つて有利であるばかりで、道路管理者に採つては何等の利益も無く殆ど一方的協議のみ成立する場合が多い。故に時局匡救事業の様に少額の経費で何時でも移設してくれるならば別段苦痛も感じないが、所謂匡救事業の終了を見るならば而して現在の協定事項に據るならば、從來通り高額の負擔をしなければ出來なくななる事と思ふ。

御承知の通り現代は何れの府縣でも大同小異は有らうが財政は赤字續出で極度に逼迫してゐるので豫算編成は節約

に節約を重ねるので、次第々々に總ての事業に其の影響が現出し無理が生ぜざるを得ない。従つて工事豫算の補償料に付いても勢ひ満足のゆく様に計上されない事は亦止むを得ざる事である。凡そ如何なる事業でも豫算で解決の付かないものはあるまい。茲に考ふべき事は移設費用は道路管理者のみが負擔せなくとも宜しいのに拘らず、從來殆ど道路管理者のみが負擔してゐるのは何故であらうか。茲に相手方に政治的良心無き限り道路管理者のみ負担すべく餘義なくせしめられる事由が存在するのである。然らば其の事由は何であるかと云ふに、凡そ道路は其の階級の如何を問はず其の施設の目的から交通の可能と云ふ事を除外したならば其施設の意義は認められない。道路は交通が安全にして可能でないならば一般土地としての價値は有るが道路としての價値は有り得ない。多額の經費と多人數の努力を費して折角立派な道路の形體は備へても、最も道路に採つて必要な有効幅員路面に障礙物が存在したのでは道路の使命を完うする事が何うして出來得よう。故に交通政策上道路

上の障碍物は、大小と無く能く限り除却せなければならぬ。試に昭和七年度に於ける自動車と電柱との事故を掲げて見ると十七件であるが、交通量の多くない本縣ですら斯くの如き状態であるから大都市を控へる府縣では其の數は遙かに凌駕してゐる事と思ふ。更に自轉車、荷馬車其の他の交通工具を合計するならば餘程の件數に昇る事と思ふ。勿論本事故は其の原因が障碍物として存在し、移設を要すべきものとせる電柱に基因したのではないのであるが故に障碍電柱が如何に危険率が多いかと云ふ事は、之に由つても立證する事が出来る。斯くの如き状態なるが故に障碍電柱は是を速に移設する必要があるに拘らず遞信當局では費用負擔では移設せず、道路管理者は事故は防止したいので何とかして移設しなければならぬ。然し遞信當局では移設したかつたら費用を出すがよいと云ふ態度で、道路管理者が如何に騒うが馬耳東風で居られたのではやりきれない。事故は未然に防ぎたいと云ふ譯で何うしても道路管理者が負擔せざるを得なくなる。是即ち餘義なくせしめられる事由

なのはある。

更に高處より大觀すれば道路に電柱を建設する事は高速度交通機關の益々發達する現代に於て移設費用負擔の問題等は技術の問題であつて、それ程意に介する事ではないが交通上並外觀上頗る當を得た事ではないと思ふ。

試に立派な鋪道を低邊として三角形に本柱と支柱とが建設しあるを見るならば如何に不體裁であるかと判然とする事であらう。

#### 四 内務遞信兩省の協議事項の改訂

前述の通り道路上に電柱を建設する事が如何に道路政策上

不當のものであるかと判ると思ふ。然し内務遞信兩省に於ける協議要項がある以上直接道路法上から免や角言ふべき

筋合でないから止むを得ない。斯くの如き協議事項を定めたのは何人であるかは私は知らない。又知るを要せない。何人でも宜いが悔を他日に遺すが如き事項を決定してもらつたのでは實際當務者はやりきれない。然し最早事は過去

である。過去を追ふのは愚の骨頂であるから私は内務遞信兩省の首腦部に相互に白紙に戻り、特に遞信當局に於いては大いに雅量を以て協議事項を左の様に改訂せられん事を庶幾々のである。

一、線路ノ測量ヲ爲サントスル時ハ「相當日敷前」ヲ「通知到達後一週間以上ノ期間ヲ保有スル前」とすること。

二、路線の移轉に於て協議事項の一、二を廢し新に

道路工事ノ爲路線移轉ノ必要アル場合ハ遞信省ノ負擔ニ於テ道路管理者ノ移設要求ニ應シ速ニ施行スルコト

三、別項にて

他ニ建設スル餘地無キトキニアラザレバ道路ニ建設セサルコト

聊卑見を述べた次第であるが吾人は速に本協定の改訂を觀、道路行政の完璧を期せられん事を祈る者である。

×  
×  
×

×  
×  
×